

\* 水俣病溝口訴訟弁護団は、2013/04/16最高裁判決で勝ち取った成果を真に実現化するまで、弁護団として活動を続けて行きます。今後も、多くの方々のご支援、ご鞭撻をお願いします。

## 訃報

溝口秋生さんが、9月12日に老衰のため永眠されました。  
心から、ご冥福を祈ります。  
チエの話では、次号で追悼特集をしたいと思います。

## 津田訴訟は、9月8日に最高裁へ上告理由書と上告受理申立書 (法的手続の都合上、2書面に分かれま)を提出しました。

### 上告理由書の概要

上告理由書では、主に、東京高裁判決が憲法11条、25条に違反していること、裁判官自身も水俣病事件に対して加害者として責任があること等、を主張しました。

### <憲法25条2項違反>

憲法25条2項には「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国の責任を明記しています。

これを水俣病事件に即して言えば、水俣病の診断、治療、保障に対して、国が適切な施策を行う責任があるということです。

その適切な施策を行うためには、水俣病被害についての実態調査が不可欠であること、また、水俣病事件は食中毒事件であることも、論を待ちません。

国が水俣病事件に関して、憲法25条2項の規定を実現するためのツールとして確立・法定されているのが食衛法に基づく住民健康調査です。

したがって、国に食衛法上の調査義務と違法性を認めなかった東京高裁判決は、憲法25条2項に明らかに反しています。

### <憲法11条違反>

憲法11条は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」

と規定しています。

言うまでもなく、基本的人権の根本は生命身体の健全さを保持することであり、水俣病被害がその明確な毀損であることは明らかです。

水俣病事件の被害者は、医学的・科学的な根拠がない恣意的な国の施策によって、公式確認後61年以上も、この基本的人権の侵害を放置され続けていのであり、東京高裁は、この違憲状態を直ちに解消する判断をなすべきでした。

### <水銀水俣条約違反>

本年8月16日に発効した「水銀に関する水俣条約」の目的(第1条)は「水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護すること」です。そして、第16条1項C条項「水銀およびその化合物への曝露によって影響を受ける人々に対する予防、治療及び保護のための適当な保健サービスを促進すること」、また同d条項では「曝露の関連する健康上の危険の防止、診断、治療及び監視のため、制度的能力及び保健関係の専門的能力を確立し、及び強化すること」を明記しています。

これに対して、基本の実態調査さえも拒否している国の態度は、明らかな水俣条約違反です。

### <司法も水俣病事件に対する加害者である>

水俣病患者の佐藤英樹さんが原告となった前訴訟も含めて、過去4回も憲法違反状態を放置している東京地裁や東京高裁の裁判官たちに、この訴訟を審理する資格はありません。

## 上告受理申立書の概要

上告受理申立理由書では、主に、東京高裁判決は、溝口チ工最高裁判決や川本訴訟高裁判決など過去の判例に反していること、また、食品衛生法や医師法の解釈が間違っていること等、を主張しました。（以下では、津田訴訟東京高裁判決を「原判決」と表記します）

### < 溝口訴訟最高裁判決違反 >

2013年4月の最高裁判決では、症状の組合せを要求する国の認定基準（現52年判断条件）を否定して、水俣病の典型的症状である感覚障害を重視する認定基準を示しました。このため国には、認定基準を現実の水俣病実態にあうように改正する義務が生じています。

そのためには、不知火海沿岸住民の健康調査が必須なのは明らかなのにもかかわらず、実態調査をしなくてもよいという原判決の判示は、溝口訴訟最高裁判決に反しています。

### < 川本訴訟高裁判決違反 >

1977年6月の東京高裁判決（1980年12月最高裁確定）は、「重大かつ広範囲な被害を生ぜしめたチッソの責任につき国家機関による追求の懈怠と遅延」を指摘しました。そして、水俣病事件において被害者のおかれた立場は極めて悲惨であり一方的であり、国家統治内において極めて不条理なものであるから、通常の形式的な法操作では水俣病事件は公正に裁けない、と宣言しました。

これに対して原判決は、単に「行政訴訟の処分性の欠如」や「即時確定の利益の欠如」という条文の表面的な解釈に終始して、61年以上におよぶ長期的かつ、広範囲（熊本県自身の試算でも不知火海沿岸住民47万人におよぶ）な水俣病被害を放置する判断をしました。

これは、川本裁判の東京高裁判決（最高裁確定）の趣旨に明らかに反しています。

### < 食品衛生法の解釈違反 >

食衛法第1条「この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする」に挙げられている「国民」とは、決して抽象的な存在ではありません。

それはこの国に暮らす一人ひとりの個人です。

したがって、食衛法に特別な除外規定でもない限り、食衛法に規定されている諸措置は個々の国民の権利であり、行政にとっては国民に対する義務です。そして、行政または行政機関相互の個々の手続が、適正効率的になされなければ、食衛法の目的・存在意義である国民の生命・健康の保護は実現しないのですから、食衛法に定める諸手続は、常に国民の権利（基本的人権、生存権）と直接の関係性を持っています。

ところが原判決は、食中毒調査は食衛法全体の中で行政機関間の手続を定めているにすぎず、国民との間で何らかの権利義務関係が生ずるなどといった効果はない、などという無責任な解釈をしています。

#### 環境省への公開質問状

チ工の話59でも触れましたが、環境省特殊疾病対策室長の佐々木孝治氏は、水俣病事件は食中毒事件ではない、と発言しています。

これは、水俣病事件行政の根幹に関する問題であり、また、過去の政府公式見解（食中毒事件であると認めている）に反する発言であり、看過することができません。

そこで私たちは、別紙の公開質問状を提出して、環境省の公式見解を求めています。

後日、どのような回答があったのかをお知らせする予定です。

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局 郵振口座：00130-9-482335 「水俣病行政訴訟事務局」  
〒337-0033さいたま市見沼区御蔵1247-8 鈴村多賀志方 FAX：048-683-7098  
<http://mizoguchisaiban.o.oo7.jp/>（リンクフリー）

「チ工の話」それは溝口チ工さんの話、「知恵の輪」それは一見複雑だが実は単純なカラクリ、  
「知恵の環」それは不条理を許さない人々の繋がり、「千重の和」それは向き合うことの積み重ね

# 公開質問状

2017年8月30日

環境大臣 中川雅治 様  
東京都千代田区霞が関 1-2-2  
中央合同庁舎5号館

## 質問者

溝口訴訟、食品衛生法に基づく水俣病食中毒  
調査義務付け等 訴訟事務局  
鈴村 多賀志  
埼玉県さいたま市見沼区御蔵 1247-8

## 水俣病について政府見解と異なる貴省職員の発言に対して貴省の正式な見解を求めます。

### 1. 質問者の水俣病事件との関係と質問する理由

水俣病事件は1956年の公式確認から、61年以上もの月日を経ても、今だに何ら解決への見通しさえ立っていません。

水俣病事件が解決しない理由の一つは、これまで水俣病の被害実態に関する悉皆調査とそれに基づく対策が実施されていないことにあります。貴省はこれまで調査は必要だと言いながら「調査手法の開発が必要」として、調査の実施に踏み切っていません。しかし、水俣病の被害実態を把握するためには、新たな調査手法の開発が本当に必要なのでしょうか。

水俣病は、メチル水銀に汚染された魚介類を原因食品とする食中毒です。

現に国会においても、2003年5月7日第156回国会衆議院厚生労働委員会での坂口力厚生労働大臣の答弁、また、2008年12月19日付国会答弁書（内閣参質170第125号）等で、水俣病が食中毒であることを認めています。

食中毒事件が発生した場合、通常「食品衛生法」に基づいて被害実態把握のための調査が実施されます。しかし、水俣病事件に関してはこれまで食品衛生法上の調査が一度も行われたことがありません。水俣病はその公式確認の直後から食中毒事件として認知されていたにもかかわらず

ならずです。水俣病事件が他の食中毒事件と異なる扱いを受けるのはなぜでしょうか。

食中毒事件を把握するための住民調査に関しては、食品衛生法に基づく調査方法・ノウハウが法定されています。私は、本来の適正な行政の運用においては実施されるはずの食品衛生法に基づく調査が速やかに実施されることが、水俣病事件の解決に向けて必要だと考え、これを求めるものです。

ところが、2016年12月1日の水俣病事件の解決を求める衆議院会館院内集会において、貴省の水俣病事件担当者として出席された佐々木孝治特殊疾病対策室長は、「水俣病は食中毒ではない」と発言しました。

この発言は、貴省の水俣病事件行政の根幹に関する問題であり、上記の公式見解に明らかに反するものです。

そこで私は、この佐々木室長の発言に対する貴省の公式見解を求めて、7月7日付で日本国憲法16条、請願法に基づく請願書を提出しました。

しかし、8月30日現在、今だに請願に対する回答をいつするのかしないのか、さえ答えようとはしていません。

よって、新たな質問事項も加えて公開質問状を提出しますので、9月30日までに、文書での回答を要求します。

### 2. 公開質問事項

(1) 以下のアおよびウについては、中川雅治環境大臣の回答をお願いします。

ア 中川環境大臣も、水俣病は食中毒ではないとの見解なのでしょうか。

もし、水俣病は食中毒ではない、との見解の場合には、過去の国会答弁との整合性はどのように説明されるのでしょうか。

イ また、現役職員が当該役職として出席し、国会議員も列席していた院内集会で、政府見解に反する発言をすることに対して、国務大臣としてどのように考えているのでしょうか。

もし、問題ありと考えるのであれば、どのような処分をなすのでしょうか。

ウ 食中毒事件を把握する住民調査に関しては、既に食品衛生法に基づく調査方法・ノウハウが細かく具体的に法定されています。

にもかかわらず、貴省は「調査手法の開発が必要」といって、住民調査を実質的に拒否続けています。

これ以上、虚像の理由を挙げるのは止めにして、法定されている厚生労働省と協力して、住民調査を実施すべきだとは考えませんか。

(2) 以下のエおよびカについては、森本英香環境事務次官の回答をお願いします。

エ 水俣病は食中毒ではないというのは、環境省としての公式見解ですか。環境省としては、水俣病について、国会答弁や政府の公式見解とは異なる見解を持っているとの立場なのですか。

もし、環境省の公式見解とするならば、政府の公式会見との整合性はどのように説明するのでしょうか。

オ あるいは、過去の国会答弁・見解を訂正する国会答弁・見解等があるのでしょうか。あるならば、それを示してください。

カ 上記ウでも述べましたように、食中毒事件の実態把握をする手法は既に法定されています。

にもかかわらず、厚生労働省と協力して住民調査を実施することができない、あるいは、食衛法に法定する手法を参照・利用できないとするならば、どのような法的・技術的な弊害があると考えているのでしょうか。

水俣病事件は、他の食中毒事件と何が異なっていると言うのでしょうか。

(3) 以下のキおよびクについては、佐々木孝治

特殊疾病対策室長の回答をお願いします。

キ 佐々木特殊疾病対策室長は、当該担当部署の長として政府見解に反する発言をすることを、何ら問題はないと考えているのでしょうか。

ク また、佐々木室長が、水俣病は食中毒ではないという発言の根拠としている資料を示してください。

ケ 本年3月15日の水俣病患者団体との交渉において、佐々木室長は、他の地域と比較して不知火海沿岸住民に感覚障害が多いとは思わない、と発言しました。

この発言は、どのような資料・根拠を基になしたものが、具体的に示してください。

コ 佐々木室長は、2009年水俣病特措法受給者に認められている感覚障害は、いったい何だと考えているのでしょうか。

2009年水俣病特措法によって、5万人もの人たちに感覚障害が認められている事実を踏まえて、お答えください。

以上